

地域密着型サービス事業者の指定申請に係る事前協議手続について

1 事業所指定までの手続の流れ

(1) 事前協議手続

地域密着型（介護予防）サービスの事業者指定については、介護保険法令等の規定に基づき事務手続をすすめていただくこととなりますが、和歌山市における指定申請の手続につきましては、指定に当たり地域密着型サービス運営委員会に諮る必要があることなどから手続の円滑を図るなどの目的で指定申請に先立ち事前協議を行っていただくこととしています。したがって、原則として指定申請の受付は事前協議が完了したものに限り行うこととなります。

なお、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、和歌山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき計画的な整備を実施しています。そのため、当該サービスの事業者指定については、指定申請に先立ち、事前協議ではなく公募による選定が必要となります。当該サービスの公募については、和歌山市介護保険課（Tel 0 7 3 - 4 3 5 - 1 1 9 0）にて詳細をご確認ください。

(2) 手続の流れ

手続	和歌山市	事業所	和歌山県
事前相談	<input type="checkbox"/> 事前相談受付	<input type="checkbox"/> 事前相談	
介護保険法に基づく指定申請に関する事前協議	<input type="checkbox"/> 事前協議書受付 ・書類審査 ・現地確認（必要な場合のみ） ・運営委員会からの意見聴取（必要な場合のみ） <input type="checkbox"/> 事前協議済通知	<input type="checkbox"/> 事前協議書提出 ・地元への説明 ・消防、建築指導部局等との協議 <input type="checkbox"/> 建築確認申請等 <input type="checkbox"/> 着工	指導、助言
介護保険法に基づく指定申請	<input type="checkbox"/> 指定申請受付（指定（各月の1日付）を受けようとする月の前々月末まで） ・書類審査 ・現地調査（指定（各月の1日付）を受けようとする月の概ね2週間前まで）	<input type="checkbox"/> 竣工 <input type="checkbox"/> 指定申請	指導、助言

	・運営委員会からの意見聴取 <input type="checkbox"/> 指定通知 <input type="checkbox"/> 県等への情報提供		
老人福祉法に基づく届出	<input type="checkbox"/> 届出受理（高齢者・地域福祉課）	<input type="checkbox"/> 老人福祉法に基づく届出	
その他		<input type="checkbox"/> 事業開始	

2 指定等の概要について

(1) 指定の要件

市長は、厚生労働省令の定めるところにより、地域密着型（介護予防）サービス事業を行う予定者の申請に基づき、サービスの種類及び事業所ごとに地域密着型（介護予防）サービス事業所を指定します。

指定の要件は次のとおりです。

- ア 認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護については、介護予防も併せて行うこと。
- イ 申請者が法人格を有していること（法人格は営利、非営利を問いません）。
- ウ 事業所の従業者の知識、技能並びに人員が条例の基準を満たしていること。
- エ 条例で定める事業の設備及び運営に関する基準に従って事業を行うことが可能であること。
- オ 介護保険法第78条の2第4項各号及び第6項各号並びに同法第115条の12第2項各号及び第4号各号に該当しないこと。

(2) 指定の更新

地域密着型サービス等の介護保険サービスにつきましては、介護保険法により6年ごとに指定の更新を受けなければその効力を失うとなっておりますが、その具体的手続については別途ホームページ等でご確認ください。

3 事前協議手続について

(1) 事前協議の単位

事業所指定の事前協議は、事業所ごと、サービスの種類ごとに行います。したがって、協議書は事業所ごと、サービスの種類ごとに提出する必要があります。（同一の法人が複数の事業所を経営している場合でも事業所ごと・サービスごとに協議を行う必要があります。）

(2) 事前協議に必要な提出書類

ア 地域密着型（介護予防）サービス事業所事前協議書及び付表

事業所ごと・サービスごとに2部提出してください。（1部は受付印を押印し、事業所控えとしてお返しします。）1つの事業所（同一名称、同一所在地）で複数のサービスを提供される場合でもそれぞれ提出してください。

イ サービスの種類ごとの必要な添付書類一式

ウ サービスの種類ごとの提出書類一覧表

(3) 協議書の提出

ア 提出期間

当市が定める期間

※事前協議により、建物等の設計変更をお願いする場合がありますので、建物等の建築・改築等の着工前に事前協議を完了する必要があります。

イ 場所

指導監査課（市役所東庁舎 2 階）

ウ 受付方法

持参のみ受付を行います。（提出書類に不足があった場合は、受付となりませんので、ご注意ください。）（事前にご連絡をお願いします。）

また、受付時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時までです。

※事前協議書及び添付書類を提出される際は、担当者が書類の不足がないか確認しますので、事前に担当者とは来課される日程の調整を行ってください。

(4) 審査について

受付後の書類を事業所ごと、サービスごとに内容審査、必要に応じて現地確認及び和歌山市地域密着型サービス運営委員会からの意見聴取を行います。

(5) 指定申請について

事前協議の完了したものについては、次に指定申請を行う必要があります。指定申請は、建物・設備が設置された後、指定（各月 1 日付）を受けようとする月の前々月末までにしていただくこととなります。

(6) 事前協議の変更について

事前協議の完了したものについて、やむを得ない理由により協議内容に変更が生じた場合、内容変更協議書に変更事項に係る書類を添付し再協議をしていただく必要があります。変更協議をされない場合、指定申請手続が滞り結果的に事業所指定が遅れることとなりますので、協議内容に変更があった場合は、速やかに変更協議を行ってください。また、指定申請受理後の変更は認めませんので、十分検討を行っておいてください。

(7) 事前協議の終了について

事前協議開始後、下記に該当する場合につきましては、事業者指定の要件を満たさないものとして手続を終了いたします。

ア 申請する事業所が、当該年度内に完成しなかったとき。（ただし、特別の理由があると認められる場合、当該年度内に着工することで可とします。）

イ 提出された書類に虚偽があったとき。

ウ 所定の事前協議期間内に事前協議が整わなかったとき。

ウ 地域密着型サービス事業予定者が事前協議の終了を申し出たとき。

エ 地域密着型サービス事業予定者が事前協議書等の補正に速やかに応じないとき。

オ 地域密着型（介護予防）サービス事業所事前協議書の内容が指定の要件を満たしていないことが明らかな場合等、事前協議を継続しがたい事由が生じたとき。

4 指定の取消しについて

(1) 指定地域密着型サービス事業者が、以下の事由に該当する場合は、指定の取消し対象となります。

ア 条例で定められる人員、設備及び運営に関する基準を満たすことができなくなったとき。

イ 地域密着型（介護予防）サービス費の不正請求があったとき。

ウ 市長の報告徴収等に従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

エ 不正の手段により指定を受けたとき。

オ その他介護保険法第78条の10各号、第115条の19各号及び第115条の29各号のいずれかに該当するとき。

市は、事業者に対して、報告の提出、書類の提示を求めたり、質問をしたり、設備、書類等を検査することができます。

審査支払を行う和歌山県国民健康保険団体連合会は、事業者に対して調査や指導、助言を行います。

和歌山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第47号）及び和歌山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第51条）は、事業の目的を達成するために必要な最低限度を定めたものであり、**事業者は利用者の意思及び人格を尊重し、常に事業の運営の向上に努めていただくこととなります。**

また、上記基準の苦情処理の項に規定されているように、市からの指導、助言、国保連合会からの指導、助言に従って必要な改善を行うとともに、利用者からの苦情に対する国保連合会からの調査があった場合には協力してください。

運営開始後、基準に違反することが明らかであった場合には、市長からの指導等の対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すことができます。

(2) 次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すことができます。

ア 次に掲げるとき又はその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき。

(ア) 指定地域密着型（介護予防）サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき。

(イ) 居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき。

イ 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき。

ウ その他ア及びイに準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき。

5 老人福祉法上の届出について

事前協議対象サービスの、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、事業開始に当たって介護保険法の指定の他に老人福祉法第14条又は第15条に基づく届出

が必要となりますので、和歌山市高齢者・地域福祉課（Tel 073-435-1063）へお問い合わせください。

6 協議書等様式について

和歌山市指導監査課のホームページ（ページ番号：1003090、1003147）に各様式を掲載していますのでご使用ください。